

改訂表 2024 実務シリーズ②旅行業約款、運送・宿泊約款

国際運送約款（全日空）の改正（2024 年 2 月 9 日発効）及び国内旅客運送約款（日本航空）の改正（2024 年 3 月 26 日発効）に伴いまして、テキストの該当部分を改訂いたします。以下の改訂表により、訂正のうえご使用いただきますようお願い申し上げます。

2024 年 3 月 8 日
(株)JTB 総合研究所

【国際運送約款】

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P179 ポイント 解説 4. 無料手荷物許容量の表 （参考） 全日空の約款 (1)	(1) 各旅客の無料手荷物許容量は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、次のとおりとします。 (a) （略） (b) （略） (c) （略） (d) （略） (e) （略）	(1) 各旅客の無料手荷物許容量は、 <u>個々の運賃規則に基づきます。各無料手荷物許容量はeチケットお客様控えに記載しています。また、本条 (D) 項第 (1) 号に定められた持込手荷物については、無料とします。</u> ※(a)～(e)は削除

【国内旅客運送約款】

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P207 第 13 条 座席の予約 第 6 項	6 座席の予約申込みは、会社の事業所において搭乗希望日の 330 日前より受け付けます。（以下略）	6 座席の予約申込みは、会社の事業所において搭乗希望日の 360 日前より受け付けます。（以下略）
P207 ポイント 解説 1. 座席の予約	(3) 座席予約の申込みは、航空会社が別段の定めをした場合を除き、当該航空会社の事業所において搭乗希望日の 330 日前（全日空は 355 日前）より受け付ける。（第 6 項）	(3) 座席予約の申込みは、航空会社が別段の定めをした場合を除き、当該航空会社の事業所において搭乗希望日の 360 日前（全日空は 355 日前）より受け付ける。（第 6 項）

以上